

〔商品概要説明書〕

## パーソナル外貨普通預金（Cコース）

（平成21年7月1日現在）

1. 商品名	パーソナル外貨普通預金（Cコース）
2. 販売対象	個人のお客様
3. 期間	定めはありません。
4. 預入方法 (1)・預入方法  (2) 取扱通貨 (3)・預入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行の本支店窓口で、随時お預入れいただけます。</li> <li>・ 円貨からのお預入れに限らせていただきます。 (外貨定期預金からの元利金振替もできません。)</li> <li>・ 2回目以降のお預入れは、当初口座を開設していただいたお取引店のみのお取り扱いとなります。</li> </ul> <p>米ドル</p> <p>口座開設時は5,000米ドル以上 最低残高5,000米ドル、入金は100米ドル単位、出金は制限無し</p>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必ず円貨に交換していただきます。 (外貨定期預金への振替もできません。)</li> <li>・ 当行の本支店窓口（お預入いただいているお取引店に限ります。）で、払戻します。</li> <li>・ 払戻し後の残高が上記最低残高を下回ることはできません。この場合は解約のお取り扱いとさせていただきます。</li> </ul>
6. 利息 (1)・適用金利 (2)・利息支払 (3)・計算方法 (4)・利子課税	<p>市場金利をもとに決定した当行所定の利率を適用します。 利率については窓口までお問い合わせください。</p> <p>毎年2月と8月の当行所定の日に当該口座に入金します。</p> <p>毎日の最終残高1通貨以上について付利単位を1通貨単位として、1年を365日とする日割り計算により利息を計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分離課税（国税15%および地方税5%、合計20%）となります。</li> <li>・ 外貨預金にはマル優はご利用いただけません。</li> </ul>
7. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円を外貨にする際（お預入れ時）および外貨を円にする際（ご解約時）は手数料（1米ドルあたり片道1円（往復2円）、1ユーロあたり片道1円50銭（往復3円）、1豪ドルあたり片道2円50銭（往復5円）等）がかかります。お預入れおよびご解約の際は、この手数料を含んだ為替相場である当行所定のTTS相場（お預入れ時）、TTB相場（ご解約時）をそれぞれ適用します。為替相場の変動リスクを含め、円貨換算にともなう差額はお客さまの責任においてご負担いただきます。（当日の取引額が10万通貨単位以上となる場合は、お預入れ時・ご解約時とも当日のTTS相場・TTB相場ではなく、市場実勢相場に基づく当行所定の相場を適用します。）</li> </ul> <p>【その他手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外貨での入出金はできませんので、基本的に他の手数料は掛かりません。 詳しくは、別途お渡しする「外貨預金に関する手数料」をご参照ください。</li> </ul>
8. 付加できる特約事項	-
9. 預金保険の適用	預金保険の対象外です。

## 株式会社みなと銀行

10．元本欠損リスクと要因	外貨預金は為替相場の変動により為替差損が生じ、お支払時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回るリスク（為替変動リスク）があります。また、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1豪ドルあたり5円等）がかかるためお支払時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回ることがあります。
11．権利行使上の制限・中途解約の制限	-
12．想定されるリスク	外国為替市場において外国為替取引が行われない場合など、外貨預金のお預入れや払戻しに応じられないことがあります。
<p>13．その他の説明事項</p> <p>(1)通帳の非発行について</p> <p>(2)為替差益への課税</p> <p>(3)取扱時間帯について</p> <p>(4)先物為替予約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳は発行いたしません。</li> <li>・3ヶ月に一度発行される総合ステートメントに口座の入出金明細が記載されます。</li> <li>・毎月の入出金明細が必要な場合はお取引店にお問合せ願います。</li> </ul> <p>総合課税（雑所得として、確定申告が必要です。）</p> <p>ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間20万円以下の場合は申告は不要です。</p> <p>なお、為替差損については雑所得から控除することができます。</p> <p>詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。</p> <p>窓口の取扱時間帯は、米ドル・ユーロは平日午前10時頃、それ以外の通貨は平日午前11時30分頃（当日の取引相場確定後）から午後3時までです。</p> <p>原則として、入出金ともにお取扱いいたしません。</p>

〔パーソナル外貨普通預金（Cコース）〕